

事務連絡  
平成31年1月31日

各 [ 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
地方厚生(支)局 ] 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）による再生医療等提供計画等の記載に係る留意事項等については、「再生医療等提供計画等の記載要領等について」（平成26年11月21日付厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡。以下「事務連絡」という。）によりお示ししているところですが、今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第140号）が平成30年11月30日付けで公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、事務連絡の別紙2（再生医療等委員会認定申請書（様式第5）の記載要領等について）、別紙6（特定認定再生医療等委員会申請書チェックリスト）及び別紙7（認定再生医療等委員会申請書チェックリスト）を別添のとおり改訂しました。

つきましては、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知徹底をお願いします。

なお、事務連絡の別紙1、別紙3から別紙5まで及び別紙8の改訂については、追って連絡します。

再生医療等委員会認定申請書（様式第5）の記載要領等について

※ 再生医療等委員会認定申請を行う際は、再生医療等委員会認定申請書の提出時に、返信用としてA4サイズの用紙を折らずに投函できる封筒（角形2号）に切手570円分（簡易書留となる。）を貼付し、宛名を記載したものを併せて提出すること。

「1 再生医療等委員会に関する事項」欄について

(1) 「審査等業務を行う体制」欄について

次に掲げる事項等について事項毎に記載すること。

- ① 再生医療等委員会の開催頻度
- ② 審査等業務が適正かつ公平に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていること。例えば学術団体が設置する場合は、設置者と委員の関係や委員の適正性について要約を記載すること。また、自由及び独立が保障されていることについては、当該団体の運営が特定の医療機関と利害関係がなく、独立した組織であることなどを記載すること。
- ③ 審査等業務を継続的に実施できること。例えば、設置者の財政的な基盤やこれまでの運営状況、今後の方針（廃止の場合の他の認定再生医療等委員会の紹介やその他適切な措置に関する事項を含む）について記載すること。

(2) 「手数料の算定の基準（手数料を徴収する場合のみ記載）」欄について

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 審査等業務の対象となる再生医療等技術の種類等によって手数料の額が異なる場合は、それぞれの額を記載すること。
- ② 新規の再生医療等提供計画に係る審査、疾病等報告に係る審査、重大な不適合に係る審査、定期報告に係る審査、再生医療等提供計画の変更に係る審査等の審査等業務の対象によって手数料が異なる場合は、それぞれの額を審査等業務の対象毎に分けて記載すること。手数料を徴収しない場合も、その旨を記載すること。
- ③ 手数料の算定方法は、手数料の額を定めるに当たって算定の基礎となったもの（例えば交通費や委員への謝金）等を記載すること。

「2 再生医療等委員会の連絡先」欄について

(1) 「担当部署 FAX 番号」欄について

「担当部署 FAX 番号」については、設置していない場合は、その旨を記載することで差し支えない。

(2) 「苦情及び問合せを受け付けるための窓口」の「連絡先」欄について

「電話番号」等、苦情や問合せに迅速に対応が可能な連絡先を記載すること。

(3) 「再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載 URL」欄について

委員会の開催ごとの審査等業務の過程に関する概要を公表する当該再生医療等委

員会のホームページの URL を記載すること。

### 「3 委員名簿」欄について

- (1) 「委員の構成要件の該当性」欄の「特定認定再生医療等委員会の場合」欄について  
設置しようとする再生医療等委員会が特定認定再生医療等委員会である場合は、  
留意事項 7 のうち、該当する数字（①～⑧）をそれぞれの欄に記載すること。
- (2) 「委員の構成要件の該当性」欄の「第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業  
務を行う場合」欄について  
設置しようとする再生医療等委員会が第三種再生医療等提供計画のみに係る審査  
等業務を行う認定再生医療等委員会である場合は、留意事項 7 のうち、該当する文字  
(a-1、a-2、b 又は c) をそれぞれの欄に記載すること。
- (3) 「職業（所属及び役職）」欄について  
所属及び役職を記載するとともに、委員が医師又は歯科医師である場合は、その旨  
を記載すること。

### 「添付書類」について

次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 再生医療等委員会の委員の略歴を記載した書類  
再生医療等委員会の全ての委員の略歴を、再生医療等の安全性の確保等に関する  
法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号。以下「省令」という。）第 44 条及  
び第 45 条並びに通知（※）VI (8) ～ (18) を確認の上で各構成要件に該当するこ  
とが明らかにわかるように記載すること。その際、委員の氏名、所属及び役職、学歴、  
免許・資格、勤務歴、専門分野、所属学会その他委員の要件に合致する事項を記載す  
ること。なお、委員の要件に合致することを説明するために、学術論文の実績を記載  
する必要がある場合には、その内容を含めること。また、委員 1 名につき A4 用紙 1  
～ 2 枚程度で記載すること。  
(※) 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等  
に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」  
の取扱いについて（平成 26 年 10 月 31 日医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政  
局研究開発振興課長通知）
- (2) 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程  
「審査等業務に関する規程」は、以下の事項を含めた上で、特定認定再生医療等委  
員会申請書チェックリスト（別紙 6）又は認定再生医療等委員会申請書チェックリスト  
(別紙 7) のうち、「2. 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程」の各項目  
を満たすよう作成すること。  
① 再生医療等委員会の運営に関する事項（手数料を徴収する場合にあっては、当該  
手数料の額及び算定方法に関する事項を含む。）

- ② 提供中の再生医療等の継続的な審査に関する事項
  - ③ 会議の記録に関する事項
  - ④ 記録の保存に関する事項
  - ⑤ 審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法
  - ⑥ 省令第65条第1項各号に該当する委員及び技術専門員の審査等業務への参加の制限に関する事項
  - ⑦ 法第17条第1項の規定による疾病等の報告を受けた場合の手続に関する事項
  - ⑧ 省令第64条の2第3項の規定による審査（簡便な審査等）及び同条第4項の規定による審査（緊急審査）を行う場合においては、当該審査の手続に関する事項
  - ⑨ 省令第49条第4号及び第71条の2の規定による公表に関する事項
  - ⑩ 認定再生医療等委員会を廃止する場合に必要な措置に関する事項
  - ⑪ 苦情及び問合せに対応するための手順その他の必要な体制の整備に関する事項
  - ⑫ 委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者の教育又は研究に関する事項
  - ⑬ ①～⑫に掲げるもののほか、再生医療等委員会が独立した公正な立場における審査等業務を行うために必要な事項
- (3) 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類（病院等の開設許可証又は開設証明書、法人の現在事項全部証明書等）
- (4) 再生医療等委員会の設置者が、医学医術に関する学術団体、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人である場合は、(1)～(3)の書類に加え、次に掲げる書類
- ① 設置者が認定再生医療等委員会を設置する旨を定めた定款その他これに準ずるもの
  - ② 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権等を有する者を含む。③において同じ。）のうちに、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていることを証明する書類
  - ③ 役員に占める特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者、特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係者を有する者の割合が、それぞれ3分の1以下であることを証明する書類
  - ④ 財産的基礎を有していることを証明する書類（例えば、財産目録、貸借対照表、損益計算書や、会費収入、財産の運用収入、恒常的な賛助金収入等の安定した収入源を有することが分かる書類）
- (5) その他
- 特定認定再生医療等委員会申請書チェックリスト又は認定再生医療等委員会申請書チェックリストの各項目を満たしていることを確認し、内容確認欄にチェックしたもの



2.再生医療等委員会の審査等業務に係る事項		議長通知VI(25)①(記録要領1(2))
A 法第26条第1項第1号～4号に定める事項を含む。が記載されている。	法令26条第1項第1号～4号。	法令26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24)
日 予約料を收取する場合にあつては、当該手数料を收取する場合にあつては、当該手数料の額及び算定期が下記する以下「ア～カ」に掲げる事項	ア 手数料の額及びその算定期 イ 手数料の算定期が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである「手数料の額を、委員会への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の報酬が通常に必要な経費を勘案するために必要な額」として、かつ、公平なものとなるよう斟酌して決定することをいふ。)及び合理的がるものであるに斟酌した報酬 ウ 「【平成20年改正省令の生産性削減等のための評議会】(次に「評議会」といふ。)及び評議会等の実施等業務についての報酬額」(次に「報酬額」といふ。)において要見を述べた場合における改正後の 命令二回目とするもの)の生産性削減等提供計画の要に係る審査等業務を行う事務所	法第26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24) 法第26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24) 法第26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24) 法第26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24) 法第26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24) 法第26条第4項第4号、命令第485号、議長通知VI(24)
C 採用専門員の意見に附する以下「ア～ヘ」に掲げる事項	ア 法第46条第1項第2号～4号に定める事項 イ 審査等業務(ア)に付する業務を除く。)を行方にて、必ず同一の医師等(甲)の意見を聽くこと ウ 「平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の 「平成30年改正省令の生産性削減等のための評議会」(次に「評議会」といふ。)及び評議会等の実施等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評議を補助すること	平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、技術専門員からの評議を補助すること 平成30年改正省令施行規則第2条をもととして、技術専門員からの評議を補助すること
D 審査等業務に係る結果を他の医療機関に開示する際は、原則として、出席委員全員一致をもつて行うよう努めること	E 認定再生医療等委員会の運営に勤務する事務所に係る業務を任せるに及び当該者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加しないこと	命令第65条第2項、議長通知VI(44)
F 記載の目的	G 審査等業務の対象(「再生医療等の分類」)	命令第7条、命令第66條
H 次に掲げる意見を述べたときの再生医療等の報告に関する事項	I ア 再生医療等の提供を終了する人が選定されたとき イ 不適合と判断された場合において、医患を遮るべき イ 「平成30年改正省令の生産性削減等のための評議会」(次に「評議会」といふ。)及び評議会等の実施等業務を行うに当たる審査等業務の要に付する審査等業務所、審査等業務の要に付する審査等業務所、審査等業務の要に付する審査等業務所	命令第65条第2項、議長通知VI(1)③
② 提出中の再生医療等の結果が誤りまたは虚偽であると指摘された時は、その方法に関する事項	③ 下のA、Bの会議の記載に記載される事項が記載されている	議長通知VI(25)③
A 審査等業務所に開ける事項が記載されること B 審査等業務の過程に付する記載を作成すること	C 再生医療等委員会記載用紙(省令第55号、議長通知VI(47))	命令第67条第1項、議長通知VI(42)
④ 以下A～Cの部類の保件に開ける事項が記載されている	A 委員会等に開ける事項が記載されること B 審査等業務所の過程に付する記載を作成すること	議長通知VI(25)④
B 認定再生医療等委員会の委員会の審査等業務の最終の記載の日から十年間保存すること	C 再生医療等委員会記載用紙(省令第55号、議長通知VI(46))	命令第67条第2項、議長通知VI(46)
⑤ 以下A～Cの委員及び技術専門員の審査等業務の委員会の審査等業務の提出書面に記載される事項	A 委員会等に開ける事項が記載されることは、正当事由がなく、当該審査等業務に關し知り得た者は漏らさないこと B 認定再生医療等委員会の委員会の審査等業務の提出書面に記載される事項が記載されている C 委員会等に開ける事項が記載されることは、正当事由がなく、当該審査等業務に關し知り得た者は漏らさうこと	議長通知VI(25)⑤
⑥ 以下A～Cの委員及び技術専門員の審査等業務の提供計画に提出した医療機関の管理者、当該再生医療等委員会の報酬を行つた医師等又は歯科医師又は実務責任者	A 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等委員会の報酬を行つた医師等又は歯科医師又は実務責任者 B 過去一年以内に多施設で実施される特定効率研究及び医師主導医療に限る)を実施している者	命令第65条第1項第1号、議長通知VI(38)
⑦ 医療等の報告を受けた場合に開けた事項が記載されている	A、Bのほか ・審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等委員会の報酬を行つた医師等又は歯科医師又は実務責任者 ・医師主導医療に限る)を実施している者 C 既存の医療等提供計画に記載する事項が記載されている者 ・審査等業務の対象となる再生医療等委員会の報酬を行つた医療機関の管理者、当該再生医療等委員会の報酬を行つた医師等又は歯科医師又は実務責任者 ・医師主導医療に限る)を実施している者 ・医師等の専門的知識等を活用する事として、当該審査等業務に参加する者が適切でない者	議長通知VI(25)⑦

<p>⑩ 以下A、Bの類似な監査等及び監査を行ふ場合においては、当該審査の手続に関する事項が記載されている</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 開墾等監査等に関する事項</p> <p>B 跡留等監査等に関する事項</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第56条の2第2項、課長通知VI(36)</p> <p>令第56条の2第2項、課長通知VI(37)</p> </td> </tr> </table> <p>⑪ 以下A～Cの情報の公示に関する規定、委員会名簿その他の再生医療等委員会の認定に關する事項及び監査等業務の運営に關する品質に関する品質マニュアルに記載することにより公表すること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会のホームページで公示すること</p> <p>B 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会のホームページで公示すること</p> <p>C 認定再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第59条第4号、課長通知VI(26)</p> <p>令第71条第1項、課長通知VI(45)</p> <p>令第71条の2</p> </td> </tr> </table> <p>⑫ 以下A、Bの認定再生医療等委員会を停止する場合に必要な措置に関する場合は、あらかじめ、地方厚生局に相談すること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 認定委員会停止届書(令様式第13)を提出すること</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>課長通知VI(25)</p> </td> </tr> </table> <p>B 認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>C 認定医療等委員会を終了した後の手続に関する事項</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>省令第59条第2項</p> </td> </tr> </table> <p>⑬ 以下A～Cの告白及び開示に対する手続その他の義務に関する事項を記載している</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項、課長通知VI(30)</p> <p>省令第59条第3項</p> </td> </tr> </table> <p>⑭ 以下A～Cの告白及び開示に対する手続その他の義務に関する事項を記載している</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p> </td> </tr> </table> <p>⑮ 以下A～Cの告白及び開示に対する手続その他の義務に関する事項を記載している</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p> </td> </tr> </table> <p>⑯ 以下A～Cの告白及び開示に対する手続その他の義務に関する事項を記載している</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p> </td> </tr> </table> <p>⑰ 以下A～Dの告白及び開示に対する手続その他の義務に関する事項を記載している</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>A 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれている</p> <p>B 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が記載されている</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>令第59条第1項、課長通知VI(32)</p> </td> </tr> </table> <p>㉑ ①～⑩に掲げるもののほか、再生医療等委員会が行なった公正な立場における審査等業務を行うために必要となる事項が記載されている</p>	<p>A 開墾等監査等に関する事項</p> <p>B 跡留等監査等に関する事項</p>	<p>令第56条の2第2項、課長通知VI(36)</p> <p>令第56条の2第2項、課長通知VI(37)</p>	<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会のホームページで公示すること</p> <p>B 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会のホームページで公示すること</p> <p>C 認定再生医療等委員会の審査、評議、附則</p>	<p>令第59条第4号、課長通知VI(26)</p> <p>令第71条第1項、課長通知VI(45)</p> <p>令第71条の2</p>	<p>A 認定委員会停止届書(令様式第13)を提出すること</p>	<p>課長通知VI(25)</p>	<p>C 認定医療等委員会を終了した後の手続に関する事項</p>	<p>省令第59条第2項</p>	<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項、課長通知VI(30)</p> <p>省令第59条第3項</p>	<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p>	<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p>	<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p>	<p>A 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれている</p> <p>B 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が記載されている</p>	<p>令第59条第1項、課長通知VI(32)</p>
<p>A 開墾等監査等に関する事項</p> <p>B 跡留等監査等に関する事項</p>	<p>令第56条の2第2項、課長通知VI(36)</p> <p>令第56条の2第2項、課長通知VI(37)</p>																	
<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会のホームページで公示すること</p> <p>B 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会のホームページで公示すること</p> <p>C 認定再生医療等委員会の審査、評議、附則</p>	<p>令第59条第4号、課長通知VI(26)</p> <p>令第71条第1項、課長通知VI(45)</p> <p>令第71条の2</p>																	
<p>A 認定委員会停止届書(令様式第13)を提出すること</p>	<p>課長通知VI(25)</p>																	
<p>C 認定医療等委員会を終了した後の手続に関する事項</p>	<p>省令第59条第2項</p>																	
<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項、課長通知VI(30)</p> <p>省令第59条第3項</p>																	
<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p>																	
<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p>																	
<p>A 委員会名簿等に関する規定、公示する必要性、公示再生医療等委員会の審査、評議、附則</p> <p>B 認定再生医療等委員会は、当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p> <p>C 認定医療等委員会設置者は、認定再生医療等委員会停止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員会に提出してから相談すること</p>	<p>令第59条第1項</p> <p>省令第59条第2項</p> <p>省令第59条第3項</p>																	
<p>A 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれている</p> <p>B 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が記載されている</p>	<p>令第59条第1項、課長通知VI(32)</p>																	

※ 平成20年改正令の適用範囲: 2019年4月1日から2020年3月31日まで。

【用了の結果】  
省令、再生医療等の安全性の確保に関する法律(平成26年法律第55号)、再生医療等の安全性の確保に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)が施行されるに伴い、平成20年厚生労働省令第110号が廃止され、再生医療等の安全性の確保に関する法律施行規則の一部が改正される。また、再生医療等の安全性の確保に関する法律施行規則の一部が改正される。再生医療等の安全性の確保に関する法律施行規則の一部が改正される。再生医療等の安全性の確保に関する法律施行規則の一部が改正される。  
平成25年10月31日付け達成登録(1031第1号)生産販売実験研究実施規則(平成25年10月31日付)が廃止され、平成25年10月31日付の規制が適用される。  
平成25年10月31日付の規制が適用される。

## 認定再生医療等委員会申請書チェックリスト

提出年月日 申請者名:

項目	内容	内規 規制要項	関係法令等
1. 認定申請書	① 以下のA～Hのいずれかに該当する団体である A 病院または診療所が構成する B 医学研究所に関する学術団体 C 一般社団法人、又は一般財團法人 D 特定非営利活動法人 E 学校法人、医療機関等に関する旨の定めるものに限る) F 地方独立行政法人（医療・福祉施設等）法第2条第1項に規定する医療研究者（ <u>は医療系医療機器等法第2条第17項に規定する治験の実施を兼ねとするものに限る</u> ） G 國立大手法人（医療機関等を有するものに限る） H 地方独立行政法人（医療機関等を有するものに限る）		法第25条第1項、省令第42条第1項、記載要項「添付書類」について(3)
(1) 設置者	② 以下のA～Eを複数に有するものにおいて同じく該当する団体のみ) A 定款その他の規約による旨の定める旨の定めがある B 様式その他の規約による旨の定めがある C 二以上同様の規約を複数有する旨の定めがある D 会員たがる、「特定の医療機関の員も他の当該法人と密接な關係を有する旨及び特定の法人の役員又は職員も他の当該法人と密接な關係を有する旨の割合が、それぞれ3分の1以下である		法第25条第2項第1号、記載要項「添付書類」について(4)
(2) 契童等実務を行う体制	③ 会員の規約による旨の定めがある D 会員が正直な運営に努めることを誓約する旨の規約を有している E 資本目録、資本計算書、事業報告書、監査報告書等の他の料稿に於てて書き、一般的の都度に供している F その他の生産性等委員会の業務の公正かつ適正な運営に努めることを誓約されている		省令第42条第2項第1号、規則通則VI(1) 法第26条第4項第5号、省令第49条第2号、記載要項VI(1) 法第26条第5号、省令第49条第5号、記載要項VI(1) 法第26条第6号、省令第49条第6号、記載要項VI(2)
(3) 手数料の算定の基準	④ 会員の規約による旨の定めがある A 平成30年改正省令の再生医療等委員会の健全な運営に必要な運営を構成するため必要な範囲内とし、かつ、公平なるものとする旨の定めていることをいわゆる「合理的な」ことと呼ぶが記載されている B 平成30年改正省令の再生医療等委員会の健全な運営に必要な運営を構成するため必要な範囲内とし、かつ、公平なること		法第25条第4項第4号、省令第45号、規則通則VI(4)、記載要項1(2)、再生医療等の審査手数料の取扱いについて(平成30年11月30日付規則) 平成30年改正省令別則第2条第1項、再生医療等の審査手数料の算定期について(平成30年11月30日付規則)
(4) 委員名簿	⑤ 会員の規約による旨の定めがある A 男女別で2名以上含む B 会員の規約による旨の定めがある C 会員の規約による旨の定めがある D 会員の規約による旨の定めがある E 会員の規約による旨の定めがある F 会員の規約による旨の定めがある G 会員の規約による旨の定めがある H 会員の規約による旨の定めがある I 会員の規約による旨の定めがある J 会員の規約による旨の定めがある K 会員の規約による旨の定めがある L 会員の規約による旨の定めがある M 会員の規約による旨の定めがある N 会員の規約による旨の定めがある O 会員の規約による旨の定めがある P 会員の規約による旨の定めがある Q 会員の規約による旨の定めがある R 会員の規約による旨の定めがある S 会員の規約による旨の定めがある T 会員の規約による旨の定めがある U 会員の規約による旨の定めがある V 会員の規約による旨の定めがある W 会員の規約による旨の定めがある X 会員の規約による旨の定めがある Y 会員の規約による旨の定めがある Z 会員の規約による旨の定めがある		省令第45条第1号、規則通則VI(1) 省令第45条第2号、規則通則VI(1) 省令第45条第3号、規則通則VI(1) 省令第45条第4号、規則通則VI(1) 省令第45条第5号、規則通則VI(1) 省令第45条第6号、規則通則VI(1) 省令第45条第7号、規則通則VI(1) 省令第45条第8号、規則通則VI(1) 省令第45条第9号、規則通則VI(1) 省令第45条第10号、規則通則VI(1) 省令第45条第11号、規則通則VI(1) 省令第45条第12号、規則通則VI(1) 省令第45条第13号、規則通則VI(1) 省令第45条第14号、規則通則VI(1) 省令第45条第15号、規則通則VI(1) 省令第45条第16号、規則通則VI(1) 省令第45条第17号、規則通則VI(1) 省令第45条第18号、規則通則VI(1) 省令第45条第19号、規則通則VI(1) 省令第45条第20号、規則通則VI(1) 規則通則VI(7) 規則通則VI(7)



